

平成30年度下関市中小企業制度融資一覧表(平成30年4月1日現在)

融 資 名		内 容	使 途	限 度 額	融 資 利 率(責任共有制度対象外)	保 証 料 率	融 資 期 間	償 還 方 法	保 証 人・担 保	取 扱 金 融 機 関*
中小企業 事業資金融資	一般貸付	・中小企業者の運転・設備資金の需要に応えるもの	運転	【運転】 【設備】 【併用】 1,500万円	年1.8%(年1.6%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助	【運転】 6年以内 (据置1年以内)	分割 一括	原則法人代表 者以外は不要	山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 十八銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 朝銀西信用組合 信用組合広島商銀
	小規模企業サポート貸付	・小規模企業者の経営近代化を図り、生産性を高めて競争力を強化することに応えるもの	設備	【運転】 【設備】 【併用】 1,000万円	年1.5%(年1.3%)		【設備】 【併用】 10年以内 (据置1年以内)			
	新事業・海外販路貸付	・新たな収益の柱とするため新事業分野へ進出する ・海外への販路開拓やその後の事業展開を行うための資金	運転	1,500万円	5年以内 年1.8% 5年超 年2.0%	「下関地域商社*」サービス利用の登録をしている者については、貸付利率から0.2%優遇	5年以内 (据置6月以内)		金融機関所定	
			設備	2,000万円			10年以内 (据置1年以内)			
大規模設備投資貸付	・工業用地の取得に要する費用 ・工業用地に設置する工場の建設費用 ・商業団体が行う商店街共同施設の設置に要する費用	設備	1億円	5年以内 年1.8% 5年超 年2.0%	—	15年以内 (据置2年以内)				
起業資金融資	市内において、 ・新たに事業を開始しようとするもの ・開業した日(法人にあってはその設立の登記をした日)から起算して5年未満の中小企業者 ・必要資金の80%に相当する額を限度として融資	運転 設備	【運転】 800万円 【設備】【併用】 1,500万円 (併用は運転 800万円まで)	5年以内 年1.3%(年1.1%) 5年超 年1.5%(年1.3%) 「特定創業支援事業*」修了者は 貸付利率から0.2%優遇 「創業支援カフェKARASTA.*」利用者は 貸付利率から0.1%優遇	保証付は協会所定の率	6年以内 (据置1年以内)	月賦	原則法人代表 者以外は不要	必要により徴求	
中心市街地活性化 チャレンジ資金融資	出店・改修等貸付	中心市街地において小売業又は飲食等サービス業を、 ・空き店舗で始める ・営んでいる店舗の改修や店舗を中心市街地内で移転する ・店舗と一体的な住居の新設又は改修を行う	運転	【運転】 【設備】 【併用】 3,000万円		保証付 5年以内 年1.3%(年1.1%) 5年超 年1.5%(年1.3%) 保証無 5年以内 年1.5% 5年超 年1.7%				市が保証料の100%を補助
	まちづくり貸付	・中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図る事業活動、まちづくり等を行うものが必要とする資金	設備	【運転】 3,000万円 【設備】 【併用】 1億円	5年以内 年1.5% 5年超 年1.7%	—	【設備】 【併用】 15年以内 (据置2年)	保証無は 金融機関所定		
中小企業体質強化特別融資(無担保)	・売上げが減少し経営に支障が生じている中小企業者に対して、経営を安定させるために必要な資金を融資する ・最近3か月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が前年同期と比較して5%以上減少していること ・信用保証協会の保証対象業種であること	運転	3,000万円	年1.3%(年1.1%)	保証協会所定の率 市が保証料の30%を補助	10年以内 (据置1年以内)	分割	原則法人代表 者以外は不要	原則徴求しない	
中小企業等経営安定化短期資金融資	・中小企業等の一時的な資金需要に応えるもの	運転	1企業800万円 1組合4,800万円	保証付 年1.8%(年1.6%) 保証無 年1.9%	保証付は協会所定の率 市が保証料の30%を補助	6月以内	月賦 一括	保証付は 原則法人代表 者以外は不要 保証無は 金融機関所定	必要により徴求	山口銀行、西京銀行 西中国信用金庫、福岡銀行 十八銀行、西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 朝銀西信用組合 信用組合広島商銀 の市内にある本店・支店

*1 下関地域商社:海外への販路開拓・拡大、進出を目指している市内中小企業者等に対し、「産・官・学・金」が一貫した支援を行う疑似的な貿易商社 産業振興課工業係 TEL 232-7214

*2 特定創業支援事業:創業支援事業者が、経営・財務・人材育成・販路開拓について1か月以上にわたり、4回以上(創業塾の受講含む)継続的に個別指導や経営指導を実施する事業 産業振興課創業支援係 TEL 231-1265

*3 創業支援カフェKARASTA:創業相談、セミナー等の実施により、創業者のスタートアップを支援する創業支援拠点施設 創業支援カフェKARASTA TEL 227-4747

*4 「大規模設備投資貸付」の商店街に関する融資及び起業資金融資の「特定創業支援事業」修了者に対する融資利率の優遇は、一部金融機関のみの取扱いとなります